



交通災害共済制度できる

みんなが加入して—
—交通災害に備えましょう

交通安全は、全市民、いや全国民の強い願いです。しかしながら、毎日どこかで、だれかが交通事故のため、けがをしたり、死んだりしています。

室蘭市では、交通事故による被災者救済を目的に、市の直営で室蘭市交通災害共済制度を4月1日から発足させ、すでに受け付けをはじめております。

みなさん、万一の交通事故に備え、そろってこの共済制度に加入しましょう。(写真は、順調なスタートをした街頭での受け付け風景=吾デパート前) 関連記事別掲

ご協力ください!

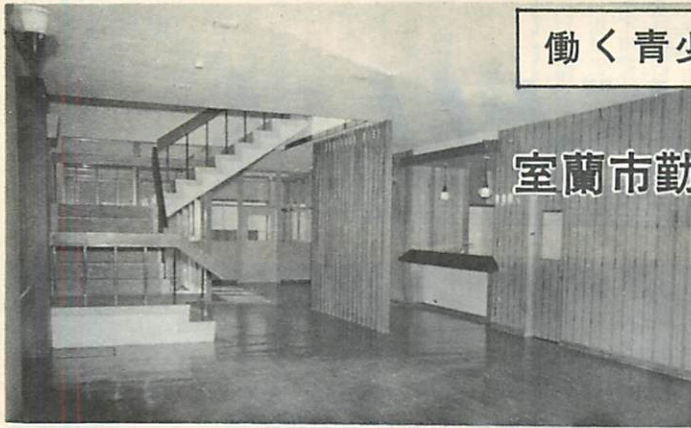
4月は
新入学(園)児童を
交通事故から守る
運動を実施中です

室蘭市交通事故相談所開設

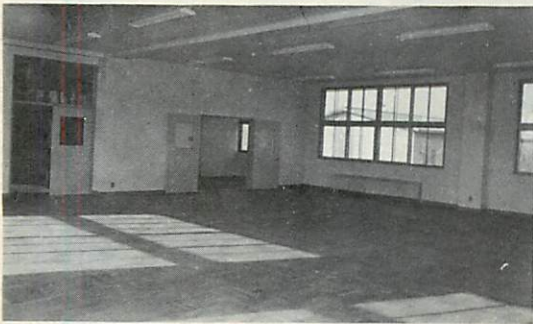
4月1日から、市交通事故相談所を開きました。これは、被・加害者の損害賠償請求相談、自立更生のための相談等を無料で行ないます。〃毎日 午前10時～午後3時 市役所1階市民相談室〃
(毎週土曜日の午前中は、弁護士による)

働く青少年のいこいと教養の場

室蘭市勤労青少年ホームが開館



↑一階ロビー(喫茶コーナー・談話室・ホール)



↑ホーム全景
↑卓球・フォークダンスなどの軽運動場

市内の中小企業に働く青少年のいこいと教養の場として、昨年十月から東町児童館横に建設していた「室蘭市勤労青少年ホーム」はいよいよ四月中旬に開館します。

この勤労青少年ホームは、働く青少年が、仕事の余暇をむだにせず、楽しいグループ活動の中で教養を深めたり、また社会性を身につけるに、軽いスポーツで運動不足をおぎない、あすの仕事への意欲を盛り上げてもらうための施設です。

ホームの設備、事業などのあらまはつぎのとおりです。働く青

- 少年のみならず一人でも多くの施設を有効に利用していただきたい「青少年ホーム」のあらまし
- 1 所在地 市内東町一丁目20番1
 - 2 建物 鉄筋コンクリート造り二階建て
 - 3 設備 1階：談話室、講習室、集会室、相談室
2階：喫茶コーナー、浴室、図書室、和室、運動場
 - 4 事業
〔教養〕 茶道、華道、手芸、料理、座談会、講演会
〔趣味娯楽〕 映画会、音楽会

レコードコンサート、コーラス、囲碁、将棋、フォークダンス、社交ダンス、(体育) ビンポン、バドミントン、野球、剣道、柔道、ハイキング、その他軽スポーツ

※これら事業の計画、運営は、すべて會員の自由な意志で行なわれることになっていきます。

5 利用の手續 この青少年ホームを利用できる人は、市内の中小企業に働いている十五才から二十四才までの青少年で、ホーム利用証交付申請書に勤務先の証明をもらい、ホーム利用証を出してください。

春の火災予防運動

4月20日から
5月19日まで

- 寒い冬がかり、のどかな春のおとずれと共に、また火災のシーズンを迎えました。
- 春は、湿度が低く、風も強いので、わずかな火から火災になり、それが大火災にも発展する危険が非常に多くなっています。
- しかも、最近火災による死傷者が目立ってふえており、犠死者が出た中央町火災もまた記憶に新しいことです。
- この危険な時期に際し、みなさんの注意と協力で火災を防止するため、四月二十日から五月十九日までの三十日間、全道いっせいに春の火災予防運動が実施されます。とかく暖かくなるにつれて、火気の正しい扱いもおろそかになり「うっかり」による火災が急に多くなりますが、火災の恐ろしさをもう一度見直し、つぎのことを忘れずに実行しましょう。
- ◎あらゆる火気の四ツエツク
- 1 場所は良いか
 - 火気のまわりを広くあける。
 - 整理、整とんをする。
 - 2 器具は安全か
 - ストーブの足の高さをギリギリ以上とする(ストーブの下に手を入れ台が熱くないかみる)
 - 規格通りのものがね石を使う。
 - 故障や破損のまま使わない。
 - ガスもれがないか石けん水を
 - 3 使いかたは正しいか
 - 給油は器具がさめてから行なう。
 - 火の粉を出さない
 - 4 あとしまつは完全か
 - 取灰は燃えない容器に入れる
 - ガスの元栓を閉める。
 - アイロンなどをつけおれない
 - 石 油 倒 した 時 の 消 火 法
 - 1 できるだけ早くひき起す
 - 2 たたみ、じゅうたんの上面に置いていた場合
 - △水バケツを使う時
 - 周囲の燃えやすい物を除く
 - 水は芯をめがけて上から一筆にかける。
 - △毛布などをかけてから水バケツを使う時
 - 毛布などで炎を完全に包むようにし、すき間がきぬよう足で踏み。
 - その上から水をまんべんなくかける。
 - 3 板やリノリウムなどの上面に置いていた場合
 - ごく小さなうちは右の方法によるが、そのほかは消火器で消す。
 - ☒石油ストーブの置きかたと消火の備え
 - 石油ストーブは、壁か、じゅうたんの上におきまじょう。
 - (板やリノリウムの上に置かなければならない時は、じゅうたんを敷いて、その上に置く)

— 第一回市議会定例会から —

43年度の予算などきまる

第一回市議会定例会は、二月二十八日から三月十八日まで十八日間開かれました。

この議会は、市長の昭和四十三年度市政方針に基づき諸施策を実現するため、総額百一億五千六百八十五万三千円の昭和四十三年度予算をはじめ、市中央創設市場特別会計と、市交通災害共済事業特別会計の制定、市名誉市民条例の制定のほか、市役所出張所の新設、保育所の開所にもなる条例の一部改正など、議案七十二件が審議されました。

おもな議案の内容は、つぎのとおりです。
(予算のあらましは別掲)



市政方針を述べる高津市長

新しい条例

▽室蘭市名誉市民条例

本市最高の栄典制度としてつくられたもの。本市市勢の発展または、社会文化の興隆に著しい功績があつた方に名誉市民の称号を贈り相当の礼遇をする。

▽室蘭市交通災害共済条例 (内容については、別掲参照)

▽室蘭市高砂会館条例
市役所高砂出張所が新設され、これに併置する集会室(収容人員約百五十人)などを高砂会館とし、

▽市立室蘭高等看護学院条例

看護婦の不足を補い、病院機能の円滑な運営を行なうため、四月から開院する。定員は60人。

改正された条例

▽市都市計画税条例の一部改正

本市の都市計画事業をさらに積極的にすすめるための財源として税率を「二〇〇分の〇・一五」を「二〇〇分の〇・二」とした。

▽市立室蘭水族館条例の一部改正

水族館の遊具の新設、維持管理のため、娯楽施設使用料を「十円」から「二十円以内」とした。

▽市立小中学校設置条例の一部改正

児童、生徒の通学上の支障となつている校舎問題解決のため、4月1日から、緑町の旧北辰中を常盤小、栄町の旧常盤小を武揚小に、また、山手町の旧武揚小を北辰中にとそれぞれ校舎の転換をいたしました。

▽市立保育所条例の一部改正

なお、本室蘭小中学校は、新校舎完成で、白鳥台ニュータウン内の新校舎に移りました。

その他の議案

▽市道路線の廃止と認定
室蘭市内の道路を、交通実態に即した路線に整理統合を行なうため、六百二十線を廃止して、新たに二千九十九の路線を認定、市民に親しみやすい名称とし、道路名の表示を行なうこととしている。

▽市立隔離病舎食費及び薬価徴収条例廃止

伝染病にかかり、市立隔離病舎に収容された場合は、食費ならびに薬代は全額無料となります。

印鑑証明の手数料料が変わる

印鑑証明手数料は、こんどの議会で条例が改正され、4月1日から手数料がつきのように変わりました。

▽一件につき 百円

高砂出張所・同会館 開く

4月1日から、市役所高砂出張所を開設しました。

この出張所の開設で、いままで市役所東支所と中島支所を取り扱っていた高砂町、水元町、天神町

地区の住民基本台帳、主食配給印鑑証明などの関係事務(戸籍関係を除く)を同所で取り扱います

なお、高砂会館も設置しましたので、利用ください。また消防出張所も併設しました。

▽場所 高砂町4丁目1番15号 (ヘネアイト高校向い側)

▽会館内部 会議室1(定員百五十人、椅子のみ二百人)、和室八畳間3

宅地分譲中

(室蘭振興公社) 分譲地
みゆき町団地8区画
沢町B"10"

※分譲申し込みお問い合せは、室蘭振興公社(市役所4階)へ 電話(2)1111

安心して土地をお求めになるために

「あなたの宅地は安全ですか」

せっかくお求めになった宅地が、不良宅地で住宅を建築できなかつたり、農地転用の許可がないために移転登記もできない、また、建築したとしても雨が降るたびに水につかたり、がけくずれなどの恐れがある……こうしたことを、あらかじめ防止

するため、室蘭市では、宅地造成について、宅地造成等規制法(通称がけくずれ防止法)を適用して住民の財産や生命を災害から守り、あわせて秩序ある住宅地の建設をめざしています。市の建築指導課では、この法律にもとづいて、道の宅地課と共に造成する人に対する指導や工事完了時の厳重な検査を行ない安全な宅地には、道から検査済証が発行されますので、宅地の購入契約の際は必ず「検査済証」の有無を確かめるようにしましょう。

“建てよう住宅、なくそう違反”

● 建築工事は必ず届け出を

● 宅地と住宅のご相談は

市建築指導課(市役所4階)へ



◇移転就職者用宿舍敷地造成 1,700万円

中小企業の体質改善と消費者保護の強化へ

◎商工費 予算額 3億2,847万2千円
◇街路灯設置及び維持費補助金 285万円
◇中小企業振興資金融資貸付金 1億円
◇ " 設備近代化資金融資貸付金 7,300万円
◇ " 設備合理化資金融資貸付金 2,400万円
◇ " 経営改善設備資金融資貸付金 5,500万円
◇食肉流通機構改善事業資金貸付金 300万円



仲よし広場造成、交通安全施設の整備

◎土木費 予算額 3億8,820万5千円
◇道路橋梁維持補修 (砂利道補修 5,000

m、舗装道補修 3,000m) 1,300万円
◇道路橋梁新設改良 (奥ワニシ通称ほか延長7,827m) 1億4,514万1千円
◇交通安全施設整備 (歩道築造 4,700m) 踏切道改良3か所) 2,826万8千円
◇港大通線 (Ⅱ、1、9) ほか3線の街路整備 7,076万円
◇児童遊園地設置助成を統合し、仲よし広場を造成 (17か所) 180万円
◇防災建築街区造成 7,543万円
◇防犯灯の設置と維持管理 4,11万円

農業振興・沿岸漁業の振興に

◎農林水産業費 予算額 3,159万7千円
◇農業振興資金貸付金 650万円
◇浅海増殖事業補助金 1,005万5千円
◇イタンキ漁港修築工事費 433万7千円

新救急自動車を購入

◎消防費 予算額 2,607万5千円
◇東支署車庫新築 340万円
◇救急自動車購入 250万円
◇消火栓新設 (10基) 100万円

学校プールの建設、小中学校の新築、給食センター建設

◎教育費 予算額 4億2,942万7千円

◇学校プール建設 (大和小) 590万円
◇校舎建設工事 (天沢小、水元小の校舎水元小の屋体、鶴ヶ崎中、東明中の校舎東明中の屋体の新築) 1億3,146万1千円
◇給食センターの建設 (1日1万8千食) 6,700万円
◇高等看護学院の設置 250万円
◇東町に公認陸上競技場の設置 301万4千円



◎議会費 予算額 5,386万円
◎災害復旧費 " 283万4千円
◎公債費 " 5億2,265万4千円
◎諸支出金 " 1億7,958万3千円
◎給与費 " 14億4,783万4千円
◎予備費 " 958万7千円

特別会計 予算額 61億1,385万3千円

崎守地区に臨港道路

◎港湾整備会計 予算額 14億8,700万円
◇崎守地区臨港道路整備費 (延長 360m) 2,858万1千円
◇陣屋工業用地造成費 (面積 237,000㎡ 9億8,888万3千円

都市改造事業で街路整備

◎土地区画整理会計 予算額 3億1,568万円
◇区画整理築造工事 (第二土地区画=街路築造延長11,000m、ほか) 6,700万円
◇支障建物工作物等移転補償費 1,130万円
◇絵鞆地区土地区画整理事業の調査費 100万円
◇都市改造事業 (知利別高砂通り線=Ⅱ、2、3街路外1線 延長 1,578m) 7,114万3千円
◇第一施行地区換地清算 2,220万円

白鳥台ニュータウンに下水終末処理場を建設

◎蘭北台地開発会計 予算額 13億4,400万円
◇宅地造成工事 2億4,161万円
◇崎守駅ホーム延長工事負担金 1,530万円
◇下水管布設 (延長13,300m) 1億8,042万7千円
◇下水終末処理場 1億4,800

万円
◇土地造成 (面積142万5,384㎡) 3億5千万円
◇白鳥台住宅ローン 2,500万円

公営住宅など 314

◎住宅事業会計 予算額 5億900万円
◇公営住宅建設 (第1種 120戸第2種64戸) 2億2,700万円
◇改良住宅建設 (80戸) 9,752万円
◇特別低家賃住宅屋外附帯工事 (24戸) 800万円
◇道営住宅の屋外附帯工事 (24戸) 100万円
◇住宅改修促進事業資金融資貸付金 (貸付対象戸数40) 140万円



住宅づくりの推進

上水道4拡事業の継続施行、蘭北台地配水設備拡張事業

◎水道事業会計 予算額 7億6,220万9千円
◇千才浄水場浄水装置と計装施設 3,631

万6千円
◇御崎地区配水管布設 (外5件延長13,587m) 6,695万2千円
◇崎守配水池 (容量 1,200㎡) 1,750万円
◇蘭北台地配水管布設工事 (延長 8,675m) 5,200万円
◇漏水防止の工事費 1,021万9千円

救急・ガン治療施設整備

◎病院事業会計 予算額 10億128万円
◇救急、ガン治療施設整備 (41~43年度継続事業、総事業費 6億2,550万円) 2億6,077万1千円
◇患者に要する材料費 (薬品、診療材料など) 2億1,066万8千円
同じく分院費 3,613万円

◎国保会計 予算額 2億9,574万4千円
◇療養給付費 (113,301件) 2億6,424万5千円

◎中央卸売市場会計

予算額 3億9,100万円
◇中央卸売市場建設 (卸売場建物=別棟 鉄道引込線 2,100m、構内舗装15,000㎡) 1億4,387万3千円

◎交通災害共済事業会計

予算額 794万円
◇共済見舞金 590万1千円

予算総額 111億5,685万3千円

43年度予算のあらまし

市の43年度予算は、一般会計50億4,300万円、特別会計61億1,385万3千円、総額111億5,685万3千円で、はじめて100億円台を突破し、前年度の当初予算より21億203万7千円、23.2パーセントの増となつています。

今回の予算は、昨年つくられた第2次主要事業5年計画を指標として、市民が最も要望する問題を優先に、そして本市発展のための施策も取り入れ、予算の効率的配分と運用を図つてい

ます。

おもな事業は、白鳥台ニュータウン内に公営住宅の建設、陣屋地区工業用地の造成、小中学校の新改築、給食センターの建設、道路、下水の整備、中央卸売市場の開場、交通災害共済事業の発足などです。

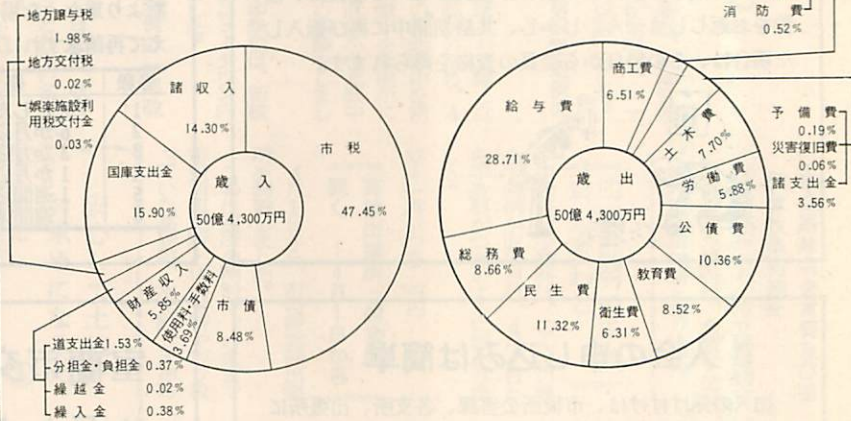
つきに、予算内容を事業関係のおもなものを中心にお知らせしましょう。

一般会計歳入予算内訳

款	予算額
◇市 税	2,392,779
◇地方譲与税	100,000
◇娯楽施設利用税交付金	1,800
◇地方交付税	1,000
◇分担金及負担金	18,580
◇使用料及手数料	186,264
◇国庫支出金	800,327
◇道支出金	77,538
◇財産収入	295,318
◇繰入金	19,243
◇繰越金	1,000
◇諸収入	721,411
◇市債	427,740
合 計	5,043,000

一般会計

予算額 50億4,300万円



白鳥台など住居表示実施

◎総務費 予算額 4億3,662万8千円
 市政の一般事務費や財産管理費などのほか、事業として、◇住居表示の整備(蘭東=日の出、寿、宮の森町、蘭北=白鳥台) 89万3千円 ◇住民基本台帳の整備 650万円 ◇交通安全対策のため、婦人交通指導員を委嘱する(5人)、交通の相談所設置

本輪西地区に保育所の新築

◎民生費 予算額 5億7,111万6千円
 ◇43年度から社会福祉協議会に移管された公益質屋資金貸付金 1,000万円 ◇保育所新築(木造モルタル平屋建て、延べ面積 310㎡ 60人収容=本輪西地区に建

設) 680万円 ◇青年海外派遣補助金(明治百年記念事業) 30万円 ◇老人クラブ設置費補助金 100万円 ◇生活保護費 4億3,457万1千円



整備をすすめる
じん焼却場

じん芥処理施設の整備 火葬場の改築

◎衛生費 予算額 3億1,848万4千円

◇火葬場改築(火葬炉6基総事業費 4,000万円) 1,500万円 ◇じん芥処理施設の整備(じん芥集積所の建設、42年度~44年度=総事業費 8,600万円) 5,000万円 ◇じん芥車3台、し尿車2台 1,050万円 ◇蘭東排水区下水道整備事業(下水管布設延長 2,580m、ポンプ場築造工事) 1億3,445万6千円 ◇蘭東排水区下水道整備事業(下水管布設延長 1,000m) 600万円 ◇水洗便所改造資金融資貸付金 1,050万円

勤労者融資資金を増加

◎労働費 予算額 2億9,664万4千円
 ◇失業対策事業(年間吸収予定人員13万人) 1億8,608万7千円 ◇勤労者融資資金貸付金 6,500万円(1,500万円の増

共済制度

安い会費で
見舞金が
支給されます

1日1円たらずで あなたを守る

会員の資格は、室蘭市内に居住し、住民登録または外国人登録をしている方なら、年齢、性別に関係なく誰でもなれます。

会費は年額大人1人 330円、小人（16才未満）1人 240円です。共済期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間ですが、年度の途中で申し込んだ場合は、加入受付日の翌日から1年間で、毎年更新できます。

また、途中で市外に転出し非会員になった場合は、会費をお返ししません。しかし、共済期間中に再び転入した場合は、その翌日から会員の資格を得られます。



治療期間が 延びれば、支 給額もアップ



会員が交通災害にあったときは、次の等級により見舞金を支給します。共済見舞金は、その経過によって、事故の発生した日から1年以内に傷害の程度が、当初の診断より重かった場合、これを証明する医師の診断書を添えて再請求すれば、その差額を支給します。

等級	傷害の程度	見舞金額
1	死亡した場合	50万円
2	6か月以上の傷害の場合	10万円
3	3か月以上の "	5万円
4	1か月以上の "	2万円
5	1週間以上の "	5千円
6	1週間未満の "	2千円

入会の申し込みは簡単

加入の受け付けは、市役所公害課、各支所、出張所に申込み用紙がありますから、必要事項を記入し、会費を添えて申し込むと、すぐ会員証をお渡します。

また、事業所、町内会、婦人会等各種団体が一括して申し込みをされる場合は、そのことを公害課に連絡してください。係員が、申込用紙を持参し、内容について説明いたします。

なお、住民票、その他証明書、印鑑などいっさい必要なく、代理人でも申し込みができます。また一人一口しか加入できず、一度に二年以上の契約もできません。



室蘭市交通災害共済制度は
4月からスタートしました
これは市民ひとりひとりが
お互いに救済し合うための
ものです

お問い合わせは
企画部公害課へ

(電話②1111)

4月から スタート

交通災害

市民がお互いに救済し合う



交通事故による被害者の救済は、現在、主として自動車損害賠償法で、救済措置の保障が行なわれることになっていますが、損害賠償額の話合いが長びき、短期間に解決しない場合が多くなっております。このために、その間の入院費や生活費など、さしあたっての生活に困る例も多く交通事故の不幸な被害者ばかりでなくその家族にもおよんで、不幸な結果を生んでおります。

そこで、さしあたっての救済手段として、交通事故にあった方々を、市民ひとりひとりがお互いに救済し合う「交通災害共済制度」が設けられたわけです。

ひとつとでない 交通事故



最近、あらゆる機関が、交通安全対策にとり組み、安全施設も着々と整備されておりますが、交通事故はいつこうに減らないばかりか、年々増加し被害者もふえております。

室蘭市内には、国道36・37号線が走っていますが、その交通量は早や限度の状態となっております。まさしく交通戦争です。自分だけは交通事故にあわないといつてはいられません。交通事故は、あなたのそして、あなたの家族に、いつどんなかたちで現われ、不幸をもたらすかも知りません。

万一に備えて、みんなが交通ルールを守るとともに交通災害共済に、ぜひおはいりください。



加入者の方には 加害、被害 を問わず支給

対象となる交通事故は、道路交通法に規定されている車輛で、自動車、原付自転車、自転車、荷車、牛馬車、人力車、トロリーバスなどです。(船舟類、汽車、ケーブルカー、モノレール、航空機の場合は、適用されません)

全国どこで起ったものでも適用されます。また、過失によって自分が受けた傷害でも、歩行中や、家に車が飛び込んできて負傷した場合でも、見舞金は支給されます。つまり、交通事故によって傷害を受けたり死亡した人には、加入者であれば、加害、被害を問わず見舞金が支給されます。

支払い手続きには 診断書、事故証明、会員証を

交通事故にあったときは、すぐ警察に届けることを忘れないでください。軽いケガだと思って話し合いですませる方が多いようですが、後遺症が出てからあわてても補償問題がもつれたりして、のちのちトラブルのもとになったりします。事故にあった時は、すぐ警察に届けるようにしてください。

見舞金を受けるには、次の書類を添えて市役所公害課へ請求してください。すぐに見舞金を支払います。

①事故を扱った警察の発行する交通事故証明書 ②医師の診断書 ③会員証





小児マヒ生ワク

投与 5月実施

- 1 対象者 昭和43年1月31日以前に生れ、2回受けていない者
- 2 料金 70円(母子手帳を持参)
- 3 日程と時間 (13時~15時)
 - ▽5月14日(火)・15日(水)
 - ▽5月14日(火)・16日(木)
 - ▽5月14日(火)・16日(木)
 - ▽5月14日(火)・16日(木)
 - ▽5月14日(火)・16日(木)
- 4 投与を受ける時の注意
 - ①下痢をしている者は、受けられません。
 - ②投与前後、過熱以内は、種痘は受けられません。

③ハンカワクン接種後一か月以内の者は、投与を受けられません。
 ※5月14日~21日の間は、その他の予防接種を中止します。

予防接種会場の変更について

毎週水曜日、富士鉄中島健康相談所へ実施していた予防接種は4月から、市役所中島支所に会場が変更しましたのでお知らせします。

予防接種の時間と場所

- ▽毎週火曜日(13時15時) 輪西市民会館
- ▽毎週水曜日(13時15時) 市役所中島支所
- ▽毎週木曜日(13時15時) 市役所中島支所

室蘭市社会福祉協議会だより

〔公益質屋が民営に〕

公益質屋は、5月1日から社会福祉協議会の運営で、開業しました。

これは、民間団体である社会福祉協議会の運営により、地域住民との深いつながりを益々深めて、愛情ある運営をすすめるために民営移管となったものです。

- ▽利息 月三分 一口二万円 一世帯五万円が限度です。
- 従前同様(利用を、お待ちしています。

市役所衛生課

▽毎週金曜日(13時~15時) 市役所本輪西支所
 市役所衛生課

ご利用ください

市役所市民相談室では、みなさんの日常生活での悩みや、苦情など、どのような相談にも応じています。

毎日の相談のほか、月2回、専門家による法律相談も行なっていますので、どしどしご利用ください。

なほ、法律相談は、日時を指定しますので、早めに市役所市民課各支所、出張所の窓口へお申し込みください。

国民年金の

「保険料」を納めましょう

○あなたがいま加入している国民年金は、毎月一定の「保険料」を納め、年をとってから、まいた、思いがけない事故にあったときに、老令、障害、母子などの年金をもらって生活のよりどころとするもので、公務員の共済組合や会社員の厚生年金などに相当する年金制度です。

○国民年金の給付のうち、障害や死亡などの事故発生時点でその直前の一年以上「保険料」が納められていることが必要と

されています。このため、納め忘れたり、遅れたりしても、これらの給付を受けることができません。

○4月は、第4回目の納期です。ことしの1、2、3月分の「保険料」は、お忘れな期限までに納めましょう。

戦没者の遺族に対する特別弔慰金について

戦没者の遺族に対する特別弔慰金の請求期限が迫りました。

- ▽対象者：昭和16年12月8日(大東亜戦争)以後死亡された軍人軍属等の遺族の方で、昭和40年4月1日現在、公務扶助料、遺族年金等を受けている遺族がいない。
- 妻、子、父母、兄弟姉妹の方
- ▽支給額：特別弔慰金(三万円)
- ▽請求期限：43年5月31日

※該当される方は、市役所福祉事務所に申請書と受け付けておきますので、早めに手続きをしてください。

戦没者の叙勲について

今次の大戦で戦没された軍人軍属の遺族の方で、現在まだ勲章等を受けておられない方がおりましたら、福祉事務所社会課にお問い合わせください。

引揚者特別交付金の申請の受付中

外地に、終戦日まで引続き一年以上生活の本拠を有していた者、および引揚前の死亡者、引揚後の

死亡者の遺族が該当いたしますので、また手続きをしていない方は早めに、市役所福祉事務所社会課へお申し込みください。

水道使用量について

四月から通知票に変わる

水道のメーターは、2か月ごとに検針し、その使用水量を使用者宅、または、事務所、事業所等へ配付し、備え付けの検針記録表(検針のおぼこ)で、お知らせしております。

しかし、不在や、記録表の紛失などで、使用水量の記入がでさないなど、使用者のみさん、たいへん不便をおかけしています。

そこで、水道部では、四月から「水道使用量のお知らせ」メーター検針通知票と、その月分の使用水量と料金をお知らせするように、周知方法を変えました。

あたたかい贈物

- 3月20日現在
- ▽足利市 橋本京子(八百円)
 - ▽慶名(五百円)
 - ▽港北町 1と5 小林弘子(子とも用) スボン十一 点 スカート一点
 - ▽高砂町 5と4 堀井洋太郎(二千五百円)
 - ▽慶名(五百円)
 - ▽慶名(三百円)
 - ▽慶名(二百円)

街路灯設置維持費の助成金交付申請受付

市では、街路灯の設置および維持費についての、助成金交付申請受付を行ないます。

ご希望の団体は、市で定めた様式により、きたる四月三十日までにお申し込みください。

▽設置費 今年の四月から翌年の三月中に街路灯を設置しよとする団体に対し、工事費の3分の1以内を助成します。

▽維持費 昨年十月から今年の三月中までの電灯料金の10分の1以内を助成します。

なお、詳細については商工課三階へお問合わせください。

中小企業のみさんへ設備資金の貸付

市では、中小企業の設備近代化および設備合理化、また経営改善などを図るための資金を、つぎの要領で融資します。

希望される方は、市商工課へ直接お申し込みください。

- ▽融資金額 一企業一三百万円以内(利息は、保証料を含み日掛り三厘五毛以内)
- ▽融資期間 据え置き期間一年を含み、五年以内
- ▽資金使途 店舗、工場の建設用地、附帯設備など
- ▽受付期間 4月30日まで

※担保および保証人(2人)が必要とす。